



第4章 計画実現のために



1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。

また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

2. 進捗状況の点検と評価・公表

本計画については、市こども福祉課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「宇城市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況についても、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第3章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。